

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び	一 發 行 名 稱 及 び 根 拠 そ そ 記	○ 平 行 成 條 件 二 十 八 等 年 を 八 年 次 十 月 利 付 債 券 大 臣 （ 四 十 年 ） 利 付 債 券 太 郎 （ 第 九 条 九 特 三 九 号 。 規 定 の 、 大 藏 ）
争市る参てをび回と入利振の以律社第年別十財回利付債券大臣（昭和四十一年五月二十日告示五百二十九号）に關する。	入場も加、し利りい札回替適下へ債一法会四政二十九年十月二十日告示五百二十九号）。	札特の者財た回競うへり機用「平成十三年法律第十七条第一項」に付する。	発別にご務後り争。」以を関を振替式等の振替法による。	行參よと大に競入に下競争は受けるも本銀行の振替法による。	「加るに臣行争札と者発応がわ入発行い・行募各れ札う第へ限國るの。」と度債入募非下額市札入価一を場での。格国定特あ決競債め別つ定及利一の定。

七	六	
口 イ 払	口 イ 発	
非者特国行争利込行争非者特国	行争利行争非者特国行争利	
価・別債入回入価・別債	入回行入価・別債	
格第参市札り金札格第参市	札り札格第参市札り	
競II加場発競額発競II加場	発競額発競II加場発競	
三万四百八十八億四千九百零十八万円	でた条特千付一會一つ定う額 三利第別九国項計億いにち面 百付一會百債のに七て基、金 二国項計三に規関千はづ財額 十債のに十つ定す九、き政で 七に規関二いにる百額発法四 億つ定す億て基法九面行第千 円いにる二はづ律十金し四九 て基法千、き第五額た条百 、づ律五額発四万で利第九 額き第万面行十円三付一十 面発四円金し六、千国項四 金行十額た条特六債の億 額し七で利第別十に規円	込募各りい各 み限国当も申 の度債ての込 応額市るかみ 募の場。らの 額範特そう を囲別のち 割内參応 りに加募 當お者額利 ていごを回 るてと順り 。各の次の 申応割低

十六	十五	十四	十 三	十 二	十 一	九 八	
償 還 期 限	後 の 利 期 限	利 子	初 期 利 子	の 経 利 込 み 子 率	發 行 價 格	振 替 單 位	
平成 成子 六年 をそ 十支 の期 八払 日と う以 三。前 月六 二十 日	てを 、支年 三そ 月の期 と二 し十 、日 各及 月支び 間払九 に期月 属に二 すお十 るい日	額面金額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$ 規定、 す次そ る号の 期及翌 日び當 に第業 つ十日 い六に て号支 同に払 じおう 。いへ て以き 下は期 銀額し の行を、 支次九 支の年 う算三 式月に たに二 だよ十 たしり日 る、算を と支出支 し払	額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{9}{365}$ が金と成 二、十 、十 年 う算三 う。式月 にたに二 だよ十 たしり日 る、算を と支出支 し払	定期 払過 込利 み子率	年十額 面成る 出金決 定期額 に定額 たにのパ に金加通 払額え知 いを、をン 込第次受 む二のけ も十算た の号式者 とにには す規よ、	定期 行行 価格日	年十額 面成る 行単位 格日
						の振額最 低額面金 行単位金 争入札發	

る定り払募年十額平す額の振
。す算込入〇四面成るの記替
る出金決・錢金二。整載法
期し額定四額十八数又の
日たにのパ百八倍は規
に金加通一円年九の記定
払額え知セに九金録に
いを、をンつ月二に額はよ
込第次受トつき二十九に、る
む二のけ十九最振
も十算た十九低替
の号式者四十も額口
とにには円の面座
す規よ、三と金簿

二十九十八七

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大臣銀金行額
八年から百円につけ百円
九月通知を受けた者
二十九日
日者